［在メキシコ日本国大使～在レオン日本国総領事　略］		［同上］
［欧州～中東　略］		［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、平成三十年一月一日から施行する。

告　示

○金融庁国土交通省告示第一号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）及び不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（平成二十九年内閣府国土交通省令第四号）の施行に伴い、不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の閲覧規則を定める件（平成二十六年金融庁国土交通省告示第一号）及び不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所を定める件（平成二十六年金融庁国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月一日

金融庁長官　森　信親
国土交通大臣　石井　啓一

（不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の閲覧規則を定める件の一部改正）

第一条　不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の閲覧規則を定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十三条第三項及び不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第十九条第三項及び第六十九条第四項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の閲覧規則を次のように定める。	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十九条第三項及び不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第十五条第三項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿、特例事業者名簿その他の書類に係る不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の閲覧規則を次のように定める。
第一条　不動産特定共同事業者名簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）における不動産特定共同事業者名簿、小規模不動産特定共同事業者登録簿、特例事業者名簿、小規模特例事業者名簿、適格特例投資家限定事業者名簿その他の書類（以下「名簿等」という。）の閲覧は、この規則による。	**第一条**　不動産特定共同事業者名簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）における不動産特定共同事業者名簿、特例事業者名簿その他の書類（以下「名簿等」という。）の閲覧は、この規則による。
（不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所を定める件の一部改正）	
第二条　不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所を定める件の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
改正後	改正前
不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十三条第三項及び不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第十九条第三項及び第六十九条第四項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所を次のように定める。	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十九条第三項及び不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第十五条第三項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿、特例事業者名簿その他の書類に係る不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所を次のように定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。